

平成23年度地域づくりコーディネーター派遣事業実施要綱

第1 目的

財団法人えひめ地域政策研究センター（以下「ECPR」という。）は、県内の地域づくり団体又は市町（以下「地域づくり団体等」という。）が行う、自主的・主体的な地域づくり活動を支援するため、地域づくり団体等の要請に基づき、講師、マネージャー、コーディネーター等の地域づくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を予算の範囲内において派遣する。

第2 派遣対象事業

1 派遣対象事業は次の事業とする。

地域づくり団体等が行う自主的・主体的な地域づくりのためにコーディネーターを招聘して開催する研修会等の事業（多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの）。

2 派遣対象事業は、平成24年3月31日までに実施する事業とする。

3 派遣対象事業は、1団体あたり3回を限度とする。

第3 派遣対象事業に係る経費

1 派遣対象事業に係る経費は、コーディネーター派遣を実施するために要する経費で、次に掲げるものとする。

(1) 謝金

1時間あたり6,000円とし、20,000円を限度とする。

(2) 旅費

「財団法人えひめ地域政策研究センター旅費規程」に基づき算出した金額と実際に事業に要した交通費等の金額とのいずれか小さい額とし、20,000円を限度とする。

2 経費の支払いは、地域づくり団体等から第6の実施報告書を受理した後、その経費の額を確定し、ECPRからコーディネーターに所得税を源泉徴収後、支払うものとする。

第4 派遣の申請手続き

(1) 派遣申請の受付期間

派遣の申請は、平成24年2月28日まで受け付ける。ただし、助成金の累計額が地域づくりコーディネーター派遣事業の予算額に達し次第、受付を終了するものとする。

(2) 派遣の申請

コーディネーター派遣を受けようとする地域づくり団体等の代表は、財団法人えひめ地域政策研究センター所長（以下「所長」という。）に、事業実施の概ね1ヶ月前までに、派遣申請書（様式1）に参考となる資料を添付のうえ提出するものとする。なお、派遣申請書の作成に際しては、ECPRの担当者と相談を行うものとする。

第5 派遣事業の決定等

1 所長は、提出された派遣申請書の内容を審査し、派遣の可否を決定するものとする。

2 前項により派遣を決定した場合は、所長はその旨を、申請のあった地域づくり団体等の代表に通知するものとする。

第6 実施報告

地域づくり団体等の代表は、派遣の決定を受けた事業を完了したときは、所長に、事業完了の10日以内、又は平成24年3月31日のいずれか早い日までに、実施報告書（様式2）に、当日の配布資料、記録写真等を添付のうえ提出するものとする。

第7 事業内容の変更

地域づくり団体等の代表は、派遣の決定を受けた事業について、その内容を変更する必要がある場合は、参考となる資料を添付のうえ、ただちに変更申請書（様式3）を所長に提出し、事前に承認を受けるものとする。

第8 事業実施に係る付帯条件

地域づくり団体等が、派遣対象事業の実施に際し、プログラム、チラシ等を作成する場合は、「地域づくりコーディネーター派遣事業」により実施する旨を明記するものとする。

第9 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項は所長が別途定めるものとする。
- 2 地域づくりコーディネーター派遣事業に関して疑義が生じた場合は、必要に応じてECPR、コーディネーター及び地域づくり団体等で協議するものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。